

－ 参考資料 目次 －

1	地方分権の推進についての主な動き	31
2	地方議会制度の概要について	32
3-1	最近の地方議会に関する制度改正の概要①（地方分権一括法（H11）以降）	33
3-2	最近の地方議会に関する制度改正の概要②（地方分権一括法（H11）以降）	34
3-3	最近の地方議会に関する制度改正の概要③（地方分権一括法（H11）以降）	35
3-4	地方自治法改正により地方公共団体の条例に委任された主な事項	36
4	地方議会における自主的な取組の概要	37
5-1	地方議会のあり方に関する主な議論①	38
5-2	地方議会のあり方に関する主な議論②	39
6	統一地方選挙における投票率の推移	40
7-1	地方議会の議決事件について①	41
7-2	地方議会の議決事件について②	42
8	地方議会の権限～執行機関等に対する監視権等～	43
9	専門的事項に係る調査制度の活用状況について	44
10	公聴会や参考人制度の活用状況について	45
11	議会活動の情報発信の取組状況について	46
12-1	地方議会議員の位置付けの法的な明確化についての要望①	47
12-2	地方議会議員の位置付けの法的な明確化についての要望②	48
13	地方議会議員の位置付けの法的な明確化についての議論	49
14	公職選挙法第15条第6項に基づき市町村議会議員選挙で選挙区を 設けている団体	50
15	中核市・特例市の市議会議員の選挙区についての議論	51

16-1	地方議会議員の概況①（職業別の状況）	52
16-2	地方議会議員の概況②（男女の比率、年齢別の状況）	53
16-3	地方議会議員の概況③（所属党派別人員の状況）	54
16-4	地方議会における女性議員の割合の推移	55
17	地方制度調査会において検討すべきとされた地方議会に関する主な事項	56
18	地方議会議員数の推移について	57
19	地方議会への女性の参画に係る男女共同参画会議等の過去の提言	58
20-1	諸外国の女性議員増加のための取組①	59
20-2	諸外国の女性議員増加のための取組②	60
21	人口区分別の地方議会の運営の実態	61
22	統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移	62
23	「中核市制度と特例市制度の統合」についての議論	63

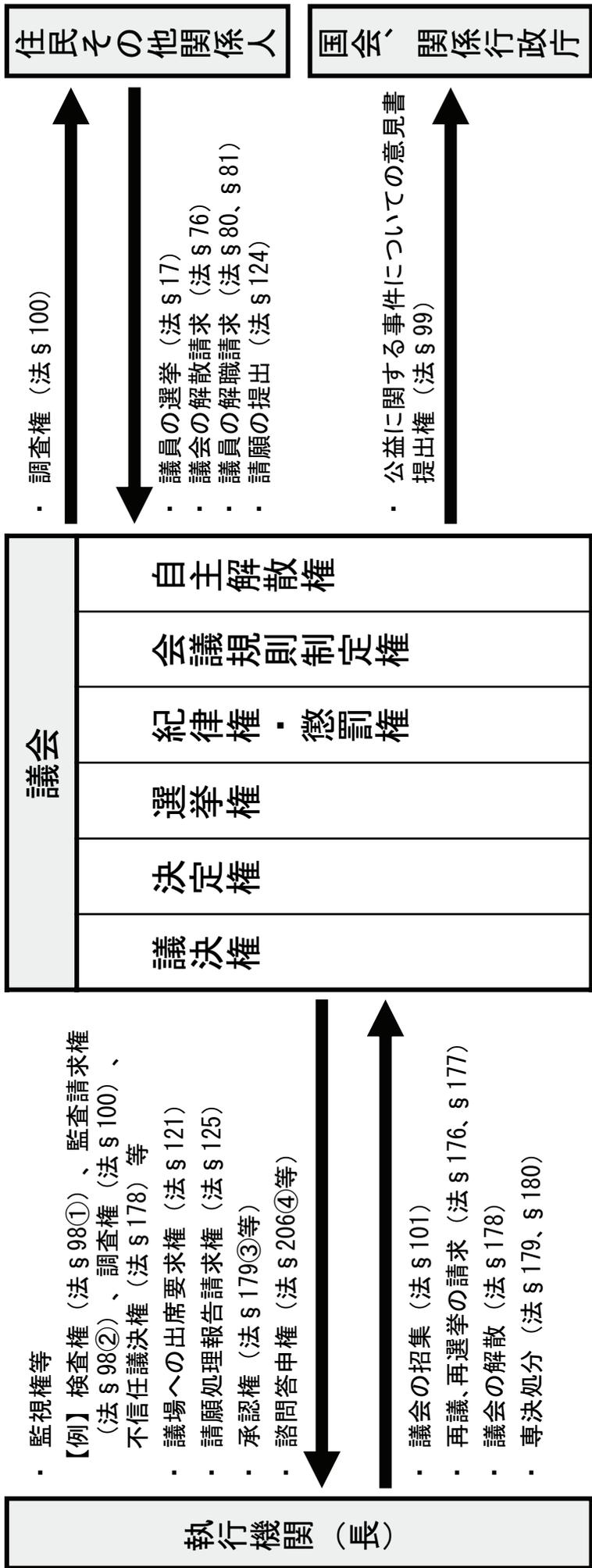
# 地方分権の推進についての主な動き

[H5] 6/3、4	地方分権の推進に関する決議（衆参）	[H20] 5/28	地方分権改革推進委員会「第1次勧告」
[H7] 5/15	地方分権推進法成立	12/8	・重点行政分野の見直し・基礎自治体への権限移譲
[H8] 12/20	地方分権推進委員会	6/16	地方分権改革推進委員会「第2次勧告」
～	第1次勧告～第4次勧告	10/7	・出先機関改革・義務付け・枠付けの見直し
[H9] 10/9	・機関委任事務制度の廃止等		第29次地方制度調査会答申
	・事務区分、国地方関係調整ルール等		「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」
[H10] 5/29	・地方事務官・係争処理手続等		地方分権改革推進委員会「第3次勧告」
	「地方分権推進計画」閣議決定		・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
11/19	地方分権推進委員会第5次勧告		・地方自治関係法制の見直し・国と地方の協議の場の法制化
[H11] 3/26	「第2次地方分権推進計画」閣議決定	11/9	地方分権改革推進委員会「第4次勧告」
7/8	<b>地方分権一括法成立</b>		・地方税財政
[H12] 4/1	地方分権一括法施行	11/17	地域主権戦略会議設置
[H13] 7/3	地方分権改革推進会議発足	12/15	「地方分権改革推進計画」閣議決定
[H14] 3/28	改正地方自治法成立（3/30公布）		・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
	・直接請求制度の見直し等		・国と地方の協議の場の法制化
10/30	地方分権改革推進会議意見		・今後の地域主権改革の推進体制
[H15] 6/6	・事務・事業の在り方に関する意見	[H22] 6/22	「地域主権戦略大綱」閣議決定
	改正地方自治法成立（6/13公布）	[H23] 4/28	<b>第1次一括法（義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（41法律））成立</b> （5/2公布）
[H16] 5/19	・指定管理者制度の導入等		国と地方の協議の場に関する法律成立（5/2公布）
	改正地方自治法成立（5/26公布）		改正地方自治法成立（5/2公布）
[H17] 12/9	・地域自治区の創設等		・議員定数の法定上限の撤廃、議決事件の範囲拡大、行政機関の共同設置等
	第28次地方制度調査会答申		<b>第2次一括法（基礎自治体への権限移譲（47法律）・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（160法律））成立</b> （8/30公布）
[H18] 2/28	「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」	8/26	
	第28次地方制度調査会答申		地方自治法の一部を改正する法律成立（9/5公布）
[H18] 2/28	「道州制のあり方に関する答申」	[H24] 8/29	・地方議会の招集および会期、議会と長の関係、直接請求制度等
5/31	改正地方自治法成立（6/7公布）		「地域主権推進大綱」閣議決定
6/7	・出納長・収入役の廃止、地方六団体への情報提供等	11/30	地方分権改革推進本部設置
7/7	地方分権の推進に関する意見書提出（地方六団体）	[H25] 3/8	<b>第3次一括法（義務付け・枠付けの更なる見直し（74法律））成立</b> （6/14公布）
	「骨太の方針2006」閣議決定	6/7	第30次地方制度調査会答申
	・地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。	6/25	「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」
12/8	<b>地方分権改革推進法成立</b> （12/15公布）		
[H19] 4/1	地方分権改革推進法施行		

# 地方議会制度の概要について

- 地方議会は、憲法第93条第1項の「議事機関」として地方公共団体に設置されている。
- 地方議会は、住民全体を代表する機関であり、住民の直接選挙で選出される議員により構成される。
- 地方議会は、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長（執行機関）と相互にけん制し合うことにより、地方自治の適切な運営を実現することとされている。
- 地方自治法上、地方議会は、都道府県・市区町村の別、又はその団体の規模を問わず、一つの制度として定められている。

〔議会の権限と執行機関との関係〕



# 最近の地方議会に関する制度改正の概要①(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目	内容
平成11年 (地方分権一括法)	<p>条例制定権の拡大</p> <p>百条調査権の対象拡大</p> <p>議案の提出要件及び修正動議の発議要件の緩和</p> <p>議員定数の法定定数の廃止 (条例制定数制度の導入)</p> <p>市区町村議会に係る議員定数の人口区分の大括り化と上限数の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機関委任事務の廃止に伴い、現行制度と同様「法令に反しない限り」全ての事務について条例を制定することができることとされた。</li> <li>・ 機関委任事務の廃止に伴い、自治事務にあっては「労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの」、法定受託事務にあっては「国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの」を除き、すべての事務に調査権が及ぶこととされた。</li> <li>・ 議案の提出要件である「8分の1以上の者の賛成」及び「8分の1以上の者の発議」を「12分の1以上の者の賛成」及び「12分の1以上の者の発議」に改めることとされた。</li> <li>・ 法定定数制度を廃止し、地方公共団体自らが議会の議決を経て条例により議員定数を定めることとされた。</li> </ul>
平成12年 (地方自治法改正) ※議員立法	<p>市区町村議会に係る議員定数の人口区分の大括り化と上限数の設定</p> <p>国会に対する地方議会の意見書の提出</p> <p>政務調査費制度の創設</p> <p>常任委員会の数の制限の廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市区議会議員の定数について、人口区分が大括りにされた。(18区分から11区分に変更)</li> <li>・ 2万以上5万未満は26人とし、市区については人口区分が上がるごとに原則4人ずつ増加させ、町村については人口区分が下がるごとに4人～2人ずつ減少させることとされた。</li> <li>・ 当該地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を関係行政庁のほか、国会に対しても提出することができることとされた。</li> <li>・ 条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができることとされた。</li> <li>・ 議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止することとされた。</li> </ul>

# 最近の地方議会に関する制度改革の概要②(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目	内容
平成14年 (地方自治法改正)	議員派遣制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができることとされた。</li> </ul>
平成16年 (地方自治法改正)	定例会の招集回数 of 自由化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができることとされた。</li> </ul>
平成18年 (地方自治法改正)	専門的事項に係る調査制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができることとされた。</li> </ul>
	議長及び議員への臨時会の招集請求権の付与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。</li> <li>・ 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。</li> </ul>
	委員会制度の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止し、議員は、少なくとも一の常任委員になることとされた。</li> <li>・ 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができることとされた。</li> </ul>
	専決処分の要件の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専決処分の要件につき、「議会を招集する暇がない」から「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」に明確化することとされた。</li> </ul>

# 最近の地方議会に関する制度改正の概要③(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目	内容
平成20年 (地方自治法改正) ※議員立法	議会活動の範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行うための場を設けることができるとされた。</li> </ul>
	議員の報酬に関する規定の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政委員会の委員等の報酬と同一となっている条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするとともに、名称を「議員報酬」に改めることとされた。</li> </ul>
平成23年 (地方自治法改正)	議員定数の法定上限の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数について、人口区分に応じて上限数を法定し、その数を超えない範囲内において条例で定数を定めるものとする制度を廃止することとされた。</li> </ul>
	議決事件の範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定受託事務に係るものを一律に議決事件から除外していた制度について、法定受託事務についても国の安全に関すること等を除き、原則、条例で定めることができることとされた。</li> </ul>
平成24年 (地方自治法改正)	通年会期制の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができることとされた。</li> </ul>
	議長への臨時会招集権の付与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に議長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集することができることとされた。</li> <li>・ 議員定数の4分の1以上の者による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に議長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集しなければならぬこととされた。</li> </ul>
	委員会に関する法定事項の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法等について法定事項を条例に委任することとされた。</li> </ul>
	公聴会、参考人招致の本会議実施の法定化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとされた。</li> </ul>
	政務調査費から政務活動費への改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。</li> </ul>

# 地方自治法改正により地方公共団体の条例に委任された主な事項

項 目	内 容	これまでの改正経過
議員定数 § 90①, § 91①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県議会議員の定数は、条例で定める。</li> <li>・ 市町村議会議員の定数は、条例で定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成11年改正により、法定定数制度から法定上限制度に改正された。</li> <li>・ 平成23年改正により、法定上限制度が廃止され、条例に完全に委任された。</li> </ul>
議決事件 § 96②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定議決事件を除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和21年の府県制、市制・町村制の改正により条例で定めることにより議決事件を追加することができることとした。</li> <li>・ 平成11年改正により、議決事件の条例による追加について、法定受託事務はその対象から除外することとされた。</li> <li>・ 平成23年改正により、国の安全等の事由により適当でないものを除き、法定受託事務もその対象とすることとされた。</li> </ul>
定例会の年間回数 § 102② [ 通年の会期 § 102の2① ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。</li> <li>・ 条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成6年改正により、定例会の招集は「年4回」から「4回以内において条例で定める回数」に改正された。</li> <li>・ 平成16年改正により、定例会の招集は条例で定める回数招集することとされた。</li> <li>・ 平成24年改正により、地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとされた。</li> </ul>
委員会に関する規定 § 109	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成3年改正により、条例で議会運営委員会を置くことができることが法定化された。</li> <li>・ 平成18年改正により、常任委員会への議員の所属制限が廃止された。</li> <li>・ 平成24年改正により、議会の委員会に関する規定が簡素化された。</li> </ul>

## 地方議会における自主的な取組の概要

住民からの信頼確保、議会審議の充実等を目的として、以下のような自主的な取組を行う地方議会が出てきている。

### ○ 議会基本条例の制定

- ・ 議会の活動理念とともに、審議の活性化や住民参加等を規定した議会基本条例を制定。

### ○ 住民と議会との意思疎通の充実

- ・ 請願・陳情を提出した本人がその趣旨を説明する機会を確保。
- ・ 合議体の議会として議決した条例・予算等の説明や議会活動についての説明及び議会と住民との意見交換を行うための議会報告会の実施。
- ・ 休日、夜間議会の開催、ケーブルテレビ、インターネット等の手段を用いた議会の審議状況の中継、審議記録の公表及び委員会審議の原則公開など審議の公開や議会に関する情報の積極的な広報を実施。

### ○ 議会における審議の充実

- ・ 議会審議に執行機関側が出席するのが通例となっているが、議員同士による議論を積極的に実施。
- ・ 本会議での質疑応答は、議員による一括質問に対する執行機関の一括答弁が通例となっているが、質疑応答の論点・争点を明確化するため、本会議で一問一答を実施。
- ・ 議会での質疑応答は議員からの質問に執行機関が答弁するのが通例となっているが、執行機関が質問した議員に対して、質問の趣旨を確認することができる機会を設定。
- ・ 議員同士で自らの自治体が行うべき政策を検討し、その検討結果を議会からの政策提言として執行機関に提出。

### ○ 議会の議決事件の拡大

- ・ 議会の執行機関に対する監視機能を強化する観点で、議決事件の条例による追加制度を積極的に活用。

### ○ 事務局機能の充実

- ・ 議会事務局の補佐機能や専門性の充実を図るために、職員の専門的能力の養成のための研修を実施。

## 地方議会のあり方に関する主な議論①

○「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」(抜粋)／第28次地方制度調査会(平成17年12月)

### 第2 議会のあり方

#### 1 議会に対する期待と評価

議会には、多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、住民の意見の集約などの役割が求められており、議会の構成や運営において、議会の意思と住民の意思が乖離しないよう努力が従前にも増して必要とされている。

また、議会は、団体意思の決定を行う議事機関としての機能と、執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っているが、地方分権時代において、これらの機能の充実・強化が求められている。

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、団体意思の決定を行う前提として、議事機関である議会の政策形成機能の充実が求められているほか、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の役割が拡大し、また住民への説明責任を果たすことがますます重要となっていることから、執行機関に対する監視機能についても、その一層の充実強化が必要と考えられる。

他方、議会の現状については、民意の反映の側面からは、議員構成が多様な民意を反映するものとなっていない、住民参加の取組が遅れているといった指摘、また監視機能の側面からは、行政改革や公金支出への監視が十分でないなどの指摘のほか、議員定数が多すぎ、報酬が高すぎる、透明性が低いなどの指摘もある。

その一方で、休日、夜間の議会開催やインターネットの利用などにより積極的に議会の審議の公開や広報活動を行う、あるいは住民との意思疎通を図る取組を行う、条例案等の議員提出を積極的に行うなど、新しい時代の議会に期待される機能を発揮すべく、さまざまな積極的取組を行うことで議会改革に取り組んでいる議会も見られる。また、議員定数、報酬についても自主的に抑制を行っている議会も多くなっている。

○「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」(抜粋)／第29次地方制度調査会(平成21年6月)

### 第3 議会制度のあり方

議会は、多様な民意を反映しつつ、団体意思の決定を行う機能と、執行機関の監視を行う機能を担っているが、十分にその役割を果たしていないのではないかなどの指摘がなお見られるところである。

地方分権の進展等に伴い、地方公共団体の処理する事務は今後さらに増大するとともに、事務の処理に当たっても、条例により自主的に定めることのできる範囲が拡大するなど、地方公共団体の責任領域が拡大するものと考えられ、議会機能のさらなる充実・強化が求められている。

近年、それぞれの議会において、議会の活動理念とともに、審議の活性化や住民参加等を規定した議会基本条例を制定するなど、従来の運用の見直しに向けた動きが見られるところであり、引き続きこのような自主的な取組が進められることが期待される。

## 地方議会のあり方に関する主な議論②

○「地方自治法抜本改正についての考え方(平成22年)」(抜粋)／総務省(平成23年1月26日)

### 2. 地方公共団体の基本構造のあり方

#### (1) 現行制度の課題

#### (議会が果たすべき機能の観点からの課題)

- 一律に二元代表制を採用する現行の基本構造は、地方自治法制定から60年以上を経て、長と議会の間相互に均衡と抑制のとれた関係を保つ仕組みとして機能し、また定着していると考えられる。
- このような長と議会の関係は、長による執行権限の行使に対する監視が事前の段階を含めて確保されるといふメリットが指摘される一方で、実態としては、次のような問題点が指摘されている。
  - ・ 長が執行権限を行使するためには議会の理解と協力を得る必要があるため、議会の中に与党的な勢力を形成せざるを得なくなる。この結果、議会の執行機関に対する監視は野党的な勢力のみが担うことになりがちである。また、議会に与党的な勢力が十分形成されないときには、議会の執行機関に対する監視は機能するが、長の責任において執行権限を行使することが困難になる。
  - ・ 議会の活動が執行機関の監視に重点が置かれ、団体意思を決定する機関として議会を見たときにその前提となる条例立案などの政策形成について執行機関に大きく依存しがちになる。
  - ・ 議決権の行使は、本来、最も重要な議会の権限であるにもかかわらず、現実には長の提案を追認する傾向が見られる。

### 4. 住民自治制度の拡充

#### (1) 議会への期待される機能とその現状

- ① 議会に期待される機能とその現状
- 議会は、団体意思の決定機関及び執行機関を監視する機関としての役割を担っており、これらの役割を果たすために政策形成機能、多様な住民の意見の反映、利害の調整、住民の意見の集約の機能を持ち、これらの機能を十分に発揮することが求められている。
- しかしながら、議会の現状は、こうした期待に込められているとは評し難い。長との関係において、既に述べた諸課題のほか、審議に際し事実上常時執行機関の出席を求めている一方で、議員間又は専門家との政策議論が必ずしも十分に行われていない、財政状況や公金支出への監視が十分でないという指摘がある。

また、住民の意見反映・集約等の機能の観点から、議員の構成は「住民の縮図」として多様な層の幅広い住民の意見を的確に反映できているのか、住民との直接対話、住民参加の取組みが十分に行われているのかという指摘もある。



## 地方議会の議決事件について①

地方議会の議決すべき事項については、地方自治法第96条第1項各号に列挙されているほか、同条第2項において、条例で議決事件を追加することができる。とされている。

### 議決事件

- ① 条例の制定・改廃(法 § 14)
  - ② 予算の議決(法 § 211・218)
  - ③ 決算の認定(法 § 233)
  - ④ 地方税の賦課徴収・分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収
  - ⑤ 工事・製造の請負契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結(令 § 121の2①)
  - ⑥ 財産の交換・出資・支払手段としての使用・適正な対価なくしての譲渡又は貸付け
  - ⑦ 不動産の信託(法 § 237②)
  - ⑧ 政令で定める面積以上の不動産・動産、不動産信託の受益権の買入れ・売払いの契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結(令 § 121の2②)
  - ⑨ 負担付きの寄付・贈与
  - ⑩ 権利の放棄
  - ⑪ 条例で定める公の施設の長期かつ独占的な利用(法 § 244の2②)
  - ⑫ 地方公共団体が当事者である不服申立て・訴えの提起・和解・あっせん・調停・仲裁
  - ⑬ 損害賠償額の決定
  - ⑭ 公共的団体等の活動の総合調整
  - ⑮ その他法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属する事項(例：指定管理者の指定、外部監査契約の締結、地方道路の認定等)
- ※ このほか、条例で地方公共団体に関する事件について議会の議決事項を定めることができる。(法 § 96②)

## 地方議会の議決事件について②

地方議会の議決すべき事項のうち、工事・製造の請負契約の締結（⑤）、不動産・動産又は不動産信託の受益権の買入れ・売払い（⑧）は、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結について議会の議決を要することとなる。

### 政令の基準

⑤ 工事・製造の請負契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結（令 § 121 の 2 ①）

工事又は製造の請負	都道府県	5億円以上
	指定都市	3億円以上
	市（指定都市を除く。）	1億5千万円以上
	町村	5千万円以上

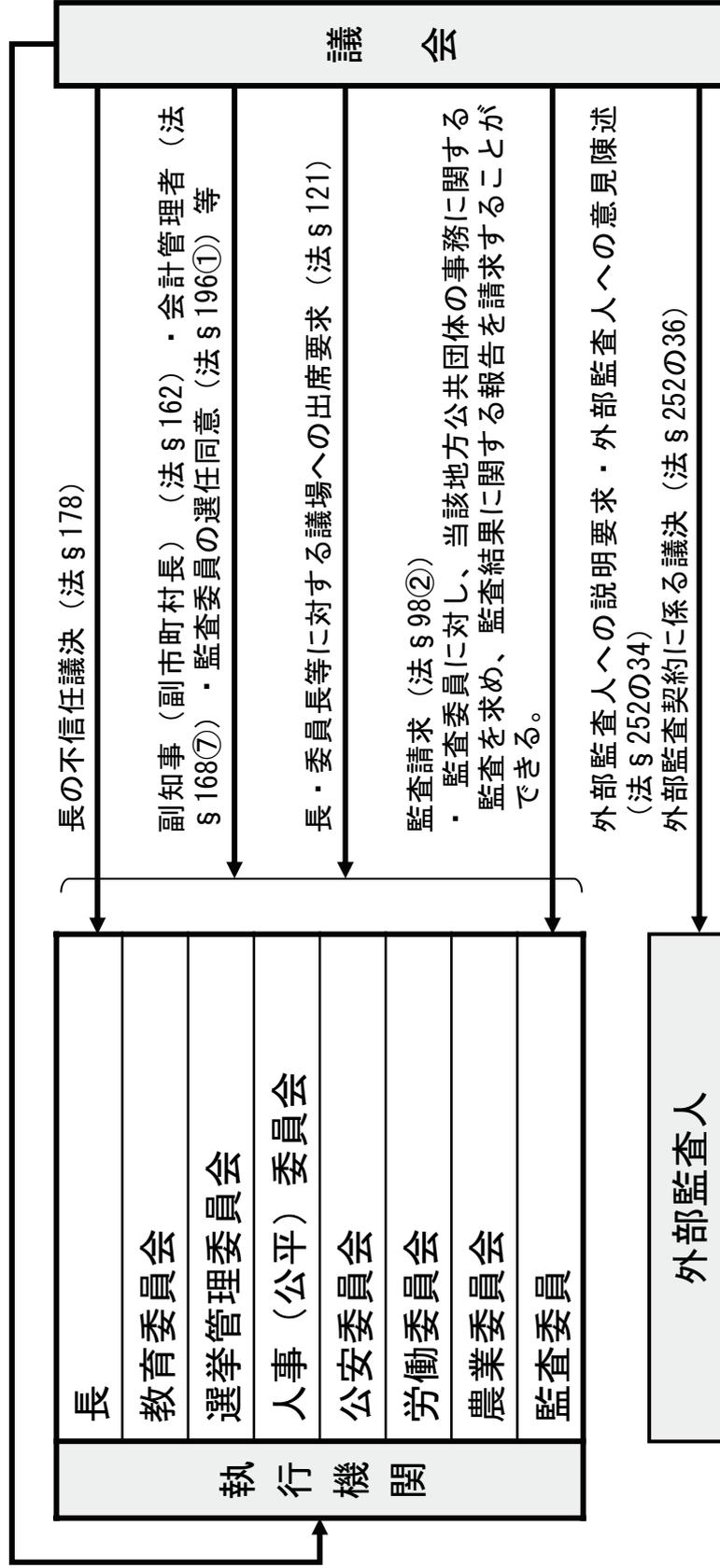
⑧ 政令で定める面積以上の不動産・動産、不動産信託の受益権の買入れ・売払いの契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結（令 § 121 の 2 ②）

不動産若しくは動産の買入れ・売払い（土地については、その面積が都道府県にあつては1件2万㎡以上、指定都市にあつては1件1万㎡以上、市町村（指定都市を除く。）にあつては1件5千㎡以上のものに限る。）又は不動産信託の受益権の買入れ・売払い	都道府県	7千万円以上
	指定都市	4千万円以上
	市（指定都市を除く。）	2千万円以上
	町村	7百万円以上

# 地方議会の権限 ～ 執行機関等に対する監視権等～

## 検査 (法 § 98①)

- ・ 当該地方公共団体の事務に関する書類・計算書を検閲し、長等の報告を請求し、当該事務の管理、議決の執行、出納を検査することができる。
- ・ 当該地方公共団体の事務に関する調査を行い、特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭・証言・記録の提出を請求することができる。



## ※ 第三セクター等の経営状況書類の提出 (法 § 243の3)

長は、4分の1以上出資法人等の事業計画・決算書類、不動産信託の受託者の事業計画・実績書類を議会へ提出しなければならない。

## 専門的事項に係る調査制度の活用状況について

### ○ 専門的事項に係る調査（法 § 100の2）

議案の審査又は地方公共団体の事務に関する調査ののために必要な専門的事項に係る調査を学識経験者等にさせることができる。

#### 【専門的事項に係る調査制度を活用した団体数（平成21年度～平成23年度）】

	期 間			計
	H21.4.1～H22.3.31	H22.4.1～H23.3.31	H23.4.1～H24.3.31	
都道府県	2	2	2	6
市区町村	6	9	7	22
合 計	8	11	9	28

出典：総務省「地方自治月報第56号」

# 公聴会や参考人制度の活用状況について

## ○ 公聴会（法 § 115 の 2①）

予算その他重要議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有している者・学識経験者等から意見を聴くことができる。

【公聴会を開催した団体数（平成21年度～平成23年度）】

	期 間			計
	H21.4.1～H22.3.31	H22.4.1～H23.3.31	H23.4.1～H24.3.31	
都道府県	1			1
市区町村	3	6	2	11
合 計	4	6	2	12

主な事例：県立病院改革に関する考え方について（三重県）、議員定数について（福島県浪江町ほか）、町の区域の設定について（神奈川県横浜市ほか）、自治基本条例（議会基本条例）について（埼玉県所沢市ほか）等  
出 典：総務省「地方自治月報第56号」

## ○ 参考人（法 § 115 の 2②）

地方公共団体の事務に関する調査・審査のため必要があるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

【参考人の招致団体数（平成21年度～平成23年度）】

	期 間			計
	H21.4.1～H22.3.31	H22.4.1～H23.3.31	H23.4.1～H24.3.31	
都道府県	27	27	29	83
市区町村	142	165	194	501
合 計	169	192	223	584

平均：〔都道府県〕 8.3件（3人／件）〔市区町村〕 0.8件（2.4人／件）  
上位3団体：〔都道府県〕 長崎県 64件・219人、茨城県 38件・105人、京都府 38件・49人  
〔市区町村〕 東京都世田谷区 43件・115人、東京都町田市 42件・68人、長崎市 38件・99人、沖縄県豊見城市 38件・38人  
出 典：総務省「地方自治月報第56号」

# 議会活動の情報発信の取組状況について

## ○ インターネットによる本会議・委員会審議の公開状況

	インターネットによる会議中継		ビデオ・オン・デマンドの有無	
	本会議	委員会	本会議	委員会
都道府県 (全47団体)	46 (97.9%)	26 (55.3%)	44 (93.6%)	25 (53.2%)
市区 (全809団体)	284 (35.1%)	27 (3.3%)	360 (44.5%)	25 (3.1%)

注：市区については、委員会のうち常任委員会について実施している団体数を記載している。

出典：全国都道府県議会議長会「第12回都道府県議会議要」(H23.7.1現在)

全国市議会議長会「平成24年度市議会の活動に関する実態調査」(H23.12.31現在)

## ○ 議会広報紙の年間発行状況

	0回	1～2回	3～4回	5回以上
都道府県 (全47団体)	13 (27.7%)	2 (4.3%)	20 (42.6%)	12 (25.5%)
市区 (全809団体)	88 (10.9%)	3 (0.4%)	515 (63.7%)	203 (25.1%)

注：都道府県については、全戸若しくは町内会単位に配付する文書又は新聞等の紙面により広報している団体数を記載している。

出典：全国都道府県議会議長会「第12回都道府県議会議要」(H22.4.1～H23.3.31)

全国市議会議長会「平成24年度市議会の活動に関する実態調査」(H23.1.1～12.31)

# 地方議会議員の位置付けの法的な明確化についての要望①

## 要 望 事 項

### ○『全国都道府県議会議員会／第146回定例総会議決事項』(平成25年10月)(抄)

「地方分権改革の推進により、地方議会の果たすべき役割はますます増大することから、議長への議会召集権の付与、臨時会の活動制限の撤廃など議会活動の自由度の拡大、意見書に対する関係行政庁等の誠実回答の義務付け、並びに地方議会議員の責務の法的明確化及び活動基盤の強化など、更なる議会機能の充実強化を図ること。」

### ○『全国市議会議員会／要望書』(平成25年11月)(抄)

「地方議会議員の職責・職務について地方自治法に規定するなど、地方議会議員の法的な位置付けを明確にすること。」

### ○『全国町村議会議員会／第57回町村議会議員会全国大会要望』(平成25年11月)(抄)

「地方議会議員は、地方議会に課せられている団体意思の決定及び執行機関の監視の使命を全うするため、日常的に住民の声を広く汲み取り、議案の審査、政策の立案、行財政の監視及び調査研究等に努める旨を法律上規定すること。」

## 地方議会議員の位置付けの法的な明確化についての要望②

### 要望の趣旨

○ 第一に、議員は住民の直接選挙によって議員たる地位に就任したという意味で、任命職である職員とは異なり、明確に公選職(政治家)と捉え直すべき身分であることを明らかにし、住民の代表者としての責務(住民意思の把握等の活動も含む)、住民全体の奉仕者としての責務及び合議体の構成員として議会の機能を遂行する責務を議員の職責として掲げることにより、公選職としての議員の位置付けを地方自治法上明確にすべきである。

○ 第二に、議員の職責・職務を示した条項を地方自治法上に新設することにより、次のような実効的な効果を期待できるものと思われる。

① 議員に求められている職責・職務を明確にして、議員の活動に対する評価や期待における議員と住民との大きなズレをできるだけ縮小すること

都道府県議会議員は専門化が進んでいるが、住民は非常勤的イメージを持つ  
⇒ 議員定数の削減、議員報酬の引き下げ運動に展開

② 本会議や委員会への出席などの議会活動以外の住民意思の把握のための諸活動(議会活動の背景となる諸活動)も議員活動であることを地方自治法上明らかにすることにより、議員としての活動がより積極的に展開できる環境を整えること

⇒ 議員活動に対する説明責任を高める

『全国都道府県議会議長会／「地方議会議員の位置付けの明確化、都道府県議会議員の選挙区制度の見直し」議員立法を求める緊急要請』(平成22年11月)(抄)

## 地方議会議員の位置付けの法的な明確化についての議論

○「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」(抜粋)/第29次地方制度調査会(平成21年6月)

### 第3 議会制度のあり方 — 3 議会の議員に求められる役割等 — (3) 議員の位置付け

議員の活動は、議会における審議・討論にとどまるものではなく、政策形成のための調査研究活動や住民の意思を把握するための諸活動等、広範にわたることから、議員の位置付けやその職責・職務を法制化すべきであるとの意見がある。

この点については、今後の地方分権の進展や議会機能の充実・強化に伴う議員の活動の実態を踏まえ、政治活動と公務との関係、議員の活動についての住民への説明責任のあり方、職責・職務の法制化に伴う法的効果等を勘案しつつ、引き続き検討することが必要である。

○「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」(抜粋)/第28次地方制度調査会(平成17年12月)

### 第2 議会のあり方 — 2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討 — (2) 具体的方策 — ⑤ 議員の位置付けと定数

議員について、常勤・非常勤という職の区分とは別に、「公選職」という新しい概念を設け位置づけの変更を行うべきであるという意見があるが、この点については、「公選職」にどのような法的効果を持たせるのか、政治活動と公務の関係をどのように考えるのか、などの論点があり、引き続き検討する必要がある。

## 公職選挙法第15条第6項に基づき市町村議会議員選挙で 選挙区を設けている団体

第30次地方制度調査会  
第21回専門小委員会資料

団体名		選挙区の設置期限の有無
北海道	伊達市	設置期限なし
	八雲町 <small>やくもちよ</small>	次回一般選挙(H25.10.22任期満了)から選挙区廃止
	洞爺湖町 <small>とうやこちよ</small>	次回一般選挙(H27. 4.30任期満了)から選挙区廃止
	日高町 <small>ひだかちよ</small>	次々回一般選挙から選挙区廃止
栃木県	栃木市	次回一般選挙(H26.4.24任期満了)から選挙区廃止
群馬県	高崎市 ※	次回一般選挙(H27.4.26任期満了)から選挙区廃止
富山県	富山市 ※	次回一般選挙(H25.4.23)から選挙区廃止
岐阜県	関市	次回一般選挙(H27.4.30任期満了)から選挙区廃止
	揖斐川町 <small>いびがわちよ</small>	設置期限なし
和歌山県	高野町 <small>こうやちよ</small>	次回一般選挙(H27.4.29任期満了)から選挙区廃止
	上島町 <small>かみじまちよ</small>	次々回一般選挙から選挙区廃止
愛媛県	久万高原町 <small>くまこうげんちよ</small>	設置期限なし
	飯塚市	回りの一般選挙(H27.4.23任期満了)から選挙区廃止

出典：総務省選挙部管理課調べ

(注)：平成24年10月現在

：和歌山県高野町は昭和33年の市町村合併以後、選挙区を分けている。その他の団体は平成の合併において市町村合併をした団体が旧市町村単位で選挙区を設けているもの。

※ 高崎市及び富山市は中核市である。

# 中核市・特例市の市議会議員の選挙区についての議論

○「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(抜粋)/第30次地方制度調査会  
(平成25年6月)

第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

2 中核市・特例市制度

(2) 具体的な方策

③住民自治の拡充

中核市・特例市においても住民自治の拡充は重要な視点であり、地域自治区等の仕組みを地域の実情に応じて活用することについて検討すべきである。

また、中核市・特例市の市議会議員の選挙区は、指定都市では区の区域をもって選挙区とされているのに対して、特に条例で選挙区を設けない限り市域全体とされている。より地域に密着し、住民との結び付きの深い市議会議員を選出する観点から、選挙区を設けるべきかどうかについて、引き続き検討する必要がある。その際には、選挙区の設定方法をどのように考えるかといった視点が必要である。

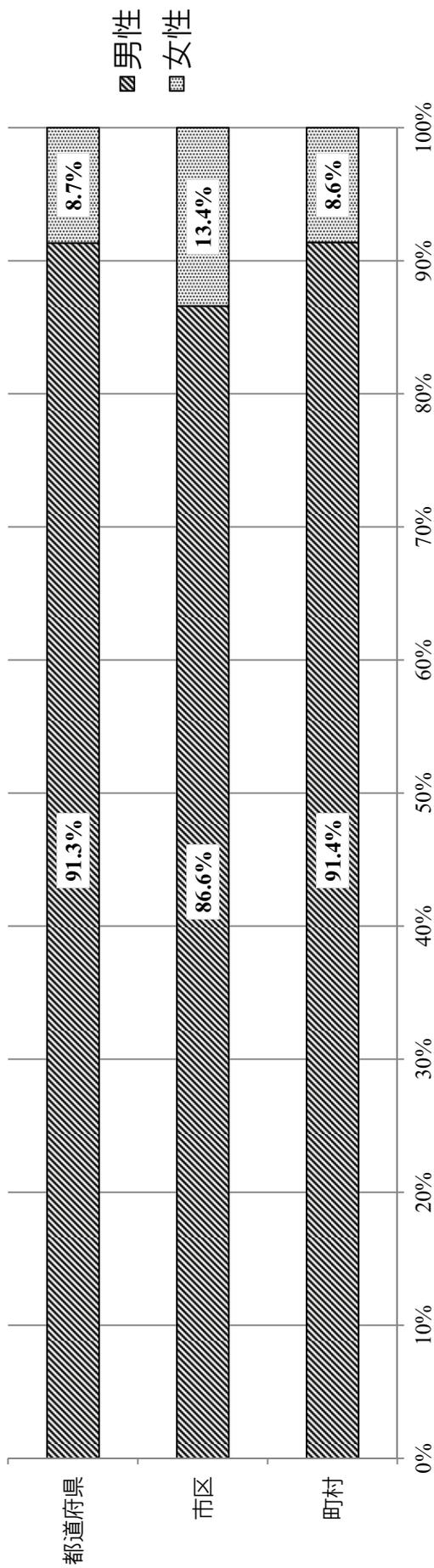
# 地方議会議員の概況①（職業別の状況）



注1：都道府県のうち福島県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、大分県、宮崎県は除かれている。  
 注2：「※」を付した項目は、「町村議会実態調査」において調査していない。  
 出典：全国都道府県議会議員実態調査「全国都道府県議会議員職業別調査」（平成23年7月1日現在）  
 全国市議会議員実態調査「市議会議員の属性に関する調査」（平成24年8月1日現在）  
 全国町村議会議員実態調査「町村議会議員実態調査」（平成24年7月1日現在）

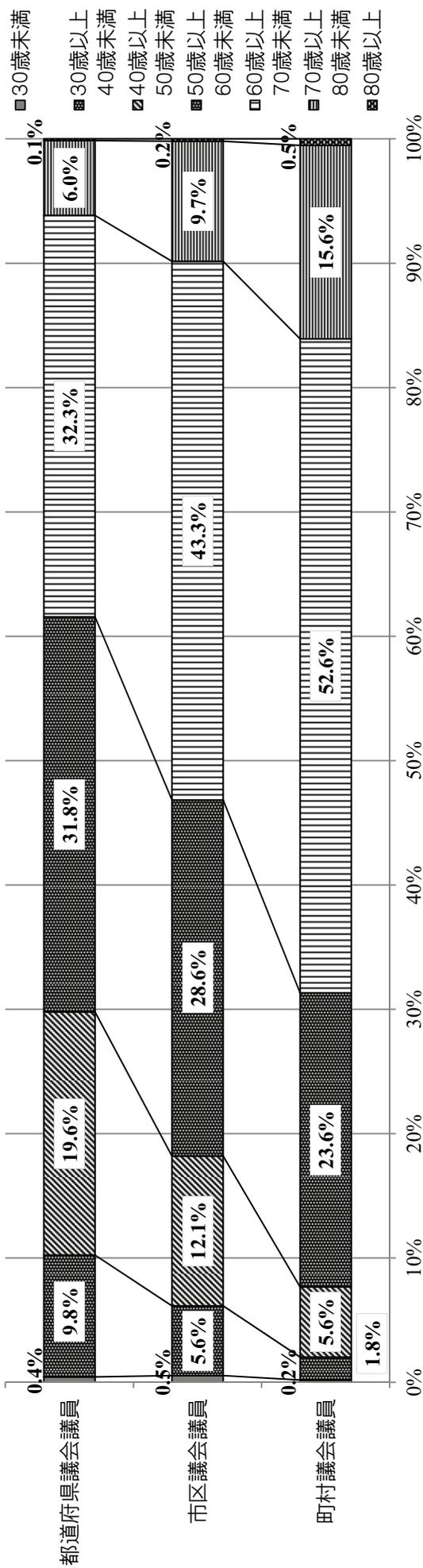
# 地方議会議員の概況②（男女の比率、年齢別の状況）

## ○ 男女の比率



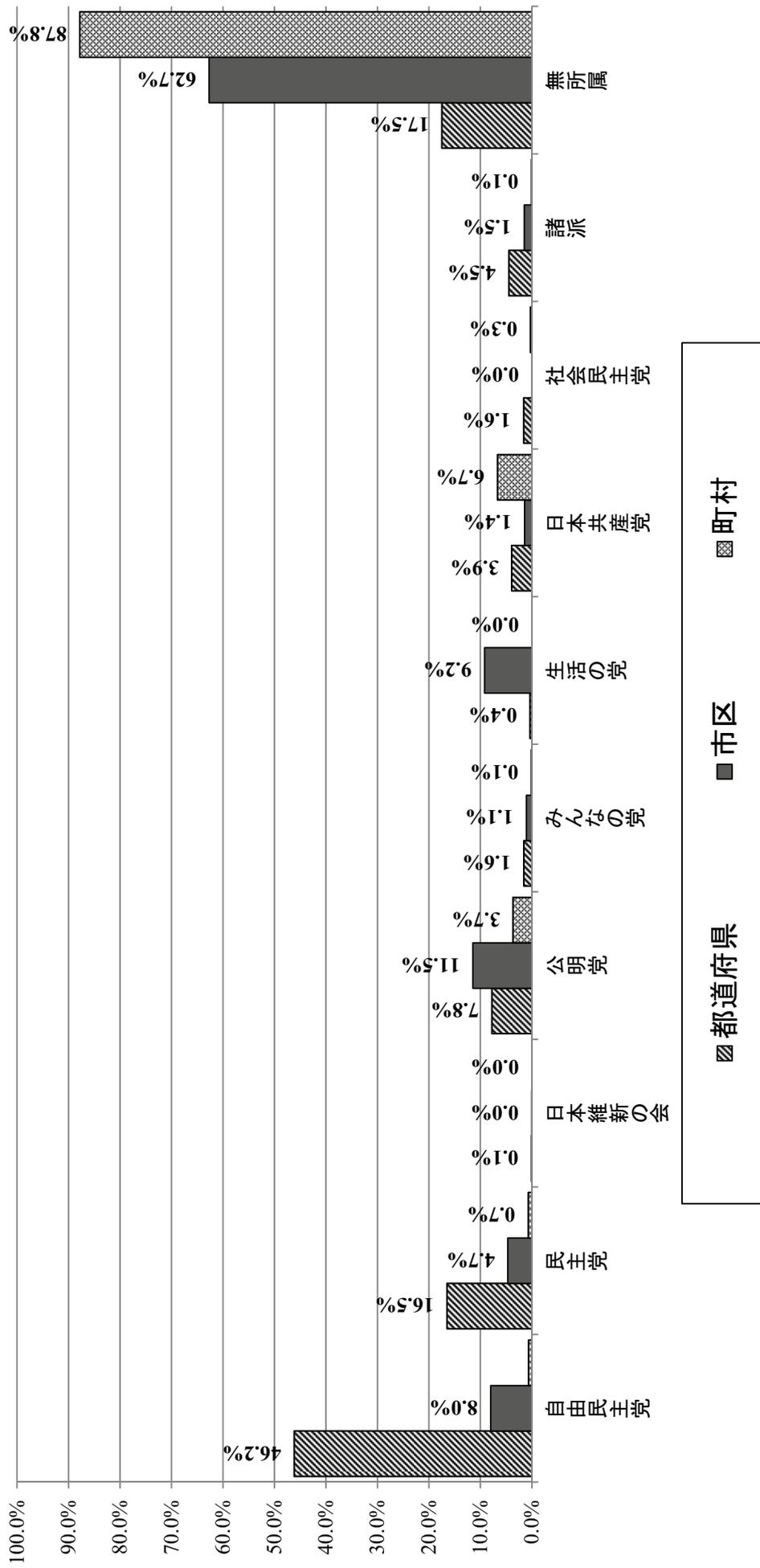
出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」（平成24年12月31日現在）

## ○ 年齢別の状況



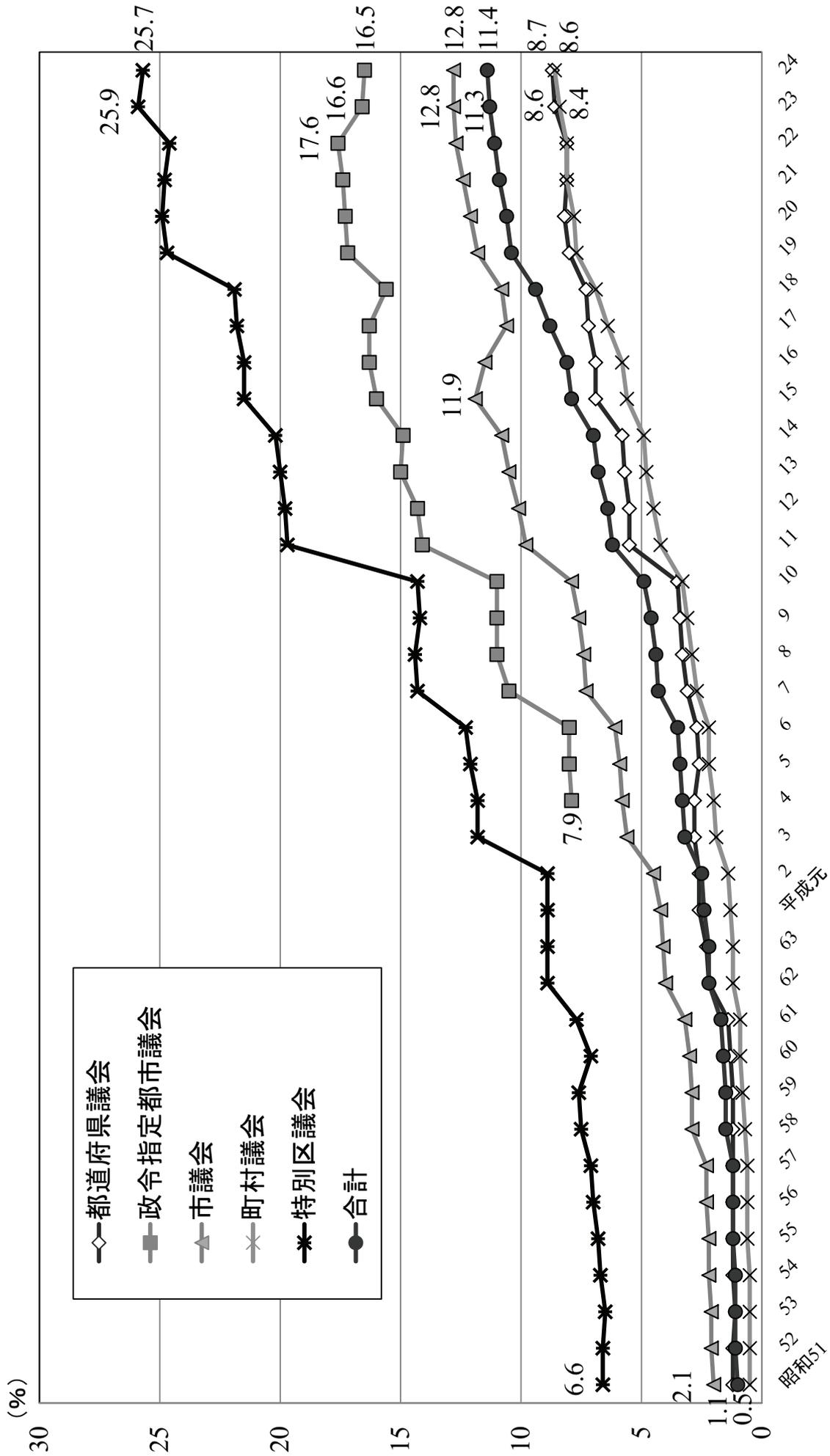
出典：全国都道府県議会議長会「全国都道府県議会議員年齢別調」（平成23年7月1日現在）  
 全国市議会議長会「市議会議員の属性に関する調」（平成24年8月1日現在）  
 全国町村議会議長会「町村議会実態調査」（平成24年7月1日現在）

### 地方議会議員の概況③（所属党派別人員の状況）



出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調べ」

# 地方議会における女性議員の割合の推移



注1：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」より作成  
 注2：各年12月現在  
 出典：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成25年版」

# 地方制度調査会において検討すべきとされた地方議会に関する主な事項

## ○「今後の基礎自治体及び監査・議会制度にあり方に関する答申」(抜粋)／第29次地方制度調査会(平成21年6月)

### 第3 議会制度のあり方

#### 1 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策

##### (2) 議会の監視機能

##### ④ 議会の実地検査権等の監視機能

このようことから、議会の実地検査権については、現在の検査権や調査権の行使の状況等も勘案しつつ、検討していくべきである。

##### (3) 議会活動の透明性と議会事務局等

##### ② 議会事務局等

政策立案や法制的な検討、調査等に優れた能力を有する事務局職員の育成や、議会図書室における文献・資料の充実など議会の担う機能を補佐・支援するための体制の整備・強化が図られるべきである。

### 3 議会の議員に求められる役割等

#### (2) 勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備

また、勤労者について、立候補を容易にするため、これに伴う休暇を保障する制度や、議員活動を行うための休職制度、議員の任期満了後の復職制度等を導入することなどが考えられる。この点については、我が国における労働法制のあり方やその背景となる勤労者の意識、勤務実態等にも関わる課題であることから、まずは、議会の活動を社会全体で支えるべきであるという意識の醸成に努めつつ検討していくべきである。

議員の構成については、女性の議員が男性の議員に比べて割合が低く、偏りが見られることから、議会の運営上の工夫を含め、女性の議員をさらに増やすための方策について、諸外国の取組などを参考として検討すべきである。

(略)

公務員が地方議会の議員として活動することは、行政分野に通じた人材が議員として活動することとなり、有益な面があることから、公職への立候補制限の緩和や、地方公務員と当該地方公務員が所属する地方公共団体以外の団体の議会の議員との兼職禁止の緩和などの方策が必要ではないかとの意見がある。

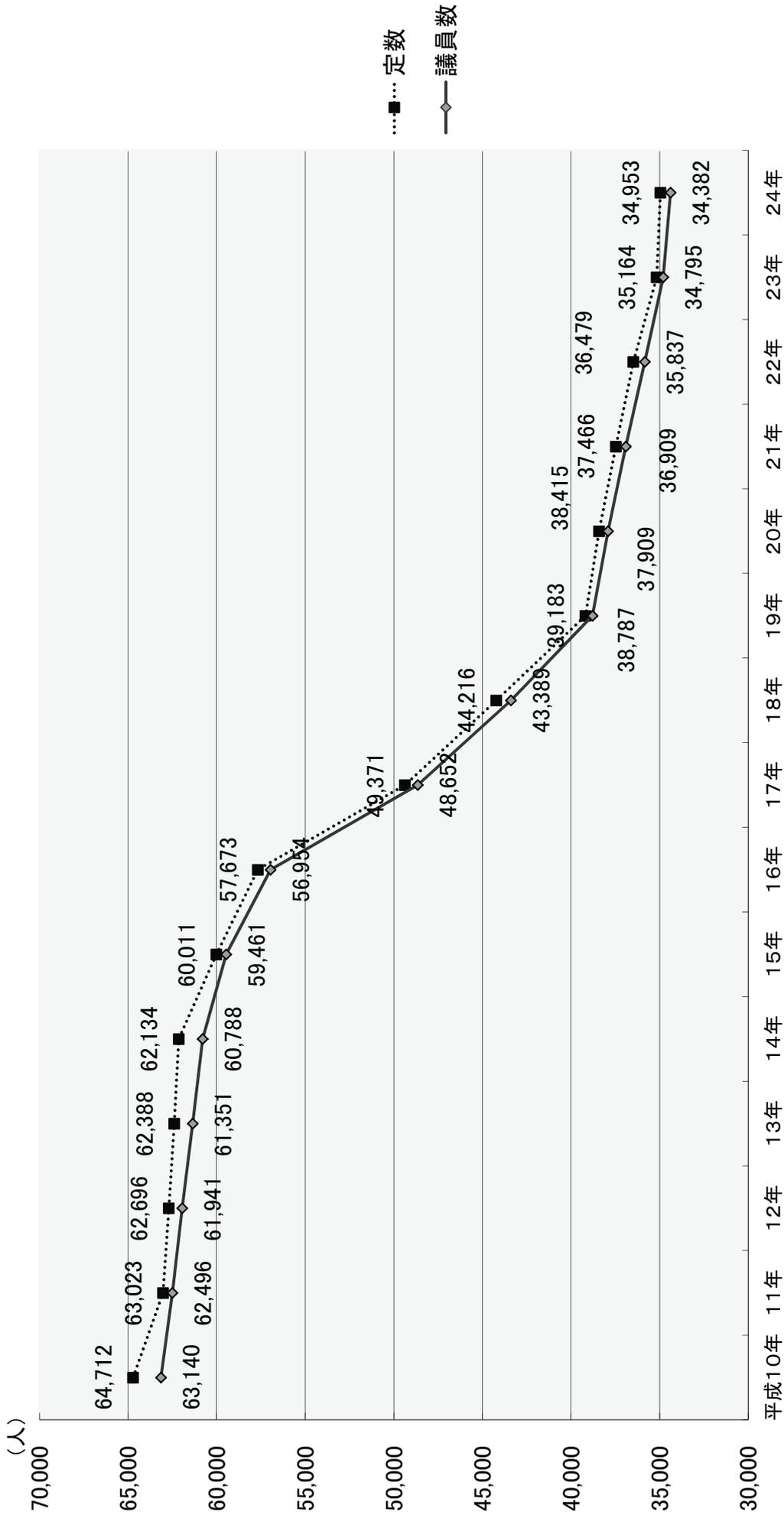
この点については、公務員が政治的活動と密接不可分である議員活動を行うことについての社会的な理解が得られることが前提となることから、公務員の職務の公正な執行や職務専念義務のあり方等にも配慮しつつ、前記のような休暇制度、休職・復職制度等の導入に関する検討と併せて、引き続き検討の課題としていくべきである。

##### (3) 議員の位置付け

議員の活動は、議会における審議・討論にとどまるものではなく、政策形成のための調査研究活動や住民の意思を把握するための諸活動等、広範にわたることから、議員の位置付けやその職責・職務を法制化するべきであるとの意見がある。

この点については、今後の地方分権の進展や議会機能の充実・強化に伴う議員の活動の実態を踏まえ、政治活動と公務との関係、議員の活動についての住民への説明責任のあり方、職責・職務の法制化に伴う法的効果等を勘案しつつ、引き続き検討することが必要である。

# 地方議会議員数の推移について



注1：各年12月31日現在の計数である。

注2：「定数」は、地方自治法第90条第1項及び第91条第1項の規定により条例で定める定数である。

出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

# 地方議会への女性の参画に係る男女共同参画会議等の過去の提言

○「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」(抜粋)／第29次地方制度調査会(平成21年6月)

## 第3 議会制度のあり方

### 3 議会の議員に求められる役割等 — (2)勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備

議員の構成については、女性の議員が男性の議員に比べて割合が低く、偏りが見られることから、議会の運営上の工夫を含め、女性の議員をさらに増やすための方策について、諸外国の取組などを参考として検討すべきである。

○「男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会報告書」(抜粋)／男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会(平成24年2月)

## 第2部 政治分野、行政分野、雇用分野及び科学技術・学術分野におけるポジティブ・アクションの推進方策

### 3 各分野におけるポジティブ・アクションの推進方策 — (1)政治分野

- 政治分野における女性の参画の拡大は、政治に多様な民意を反映するという民主主義の要請からも、男女共同参画の推進に向けた政策・方針を政治的な優先課題に反映させるためにも極めて重要である。
- 地方議会における女性議員の割合を見ると、女性議員の割合が最も高い特別区議会では24.6%、政令指定都市の市議会では17.6%、市議会全体は12.7%、都道府県議会は8.1%、町村議会は8.1%となっている(平成22年12月現在)。平成23年4月の統一地方選挙では、改選が行われた41都道府県議会、293市議会(政令指定都市を除く。)の選挙の当選者に占める女性割合が、速報値で7.7%、14.6%とそれぞれ過去最高となっているが、女性議員の割合は低い状況である。

## ウ 選挙制度と女性の政治参画

- 我が国の国会議員選挙や地方議会議員選挙において、一般に死票が多くなる小選挙区制より中選挙区制・大選挙区制や比例代表制の下の方が多様な民意が反映されやすく、女性議員の割合が高くなる傾向が見られる。
- 都道府県議会では、平成23年4月の統一地方選挙において女性議員ゼロの議会はなくなつたものの、町村議会においては女性議員ゼロの議会が4割近くもある。男女共同参画社会基本法の制定から既に10年余りが経過した現在、住民生活に身近な政治を行う地方議会がこのような状況であることは憂慮される。なお、都道府県議会議員選挙の選挙区定数と女性議員の割合について、平成23年3月末時点で各都道府県議会のホームページに掲載された情報に基づくと、一人区では女性議員の割合が3%台にとどまっているのに対して、四人区では11%台、六人区では22%台となっている。
- 都道府県議会議員の選挙制度については、郡市の区域によっては、平成の大合併の影響によって一人区となる選挙区が増えていることが、女性議員の選出を更に困難にしており、市区町村の区域による選挙区割りに規定を改正すべきであるという指摘もある。
- また、地方公共団体の長は一人区と同様に女性の選出が比較的困難であることを考えると、首長と議会が二元代表制の車の両輪として機能することが、女性の意思を地方政治に一層反映することにつながるという意見もある。

# 諸外国の女性議員増加のための取組①

国名	選挙制度	取組内容
スウェーデン	比例代表制 H24年の国会議員に占める女性の割合：44.7%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会民主党が、候補者名簿を男女交互とするジッパリー制を導入</li> <li>・ 左翼党が、候補者名簿のうち最低50%を女性とするクオータ制を導入</li> <li>・ 環境党が、候補者名簿の女性数を候補者全体の50%±1名の範囲内とするクオータ制を導入</li> <li>・ 穏健党が、候補者名簿の上位4名を男女2名ずつとするクオータ制を導入</li> </ul>
ノルウェー	比例代表制 H24年の国会議員に占める女性の割合：39.6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左派社会党、中央党及びキリスト教民主党が、候補者名簿における男女の割合をそれぞれ40%以上とするクオータ制を導入</li> <li>・ 労働党が、候補者名簿における男女の割合をそれぞれ50%とするとともに、上位2名には男女双方が含まれるクオータ制を導入</li> </ul>
ドイツ	小選挙区比例代表併用制 H24年の国会議員に占める女性の割合：32.9%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各党が、候補者名簿を男女交互とし、奇数順位を女性とする内容のクオータ制を導入</li> <li>・ 社会民主党が、候補者名簿に占める女性割合を40%とするクオータ制を導入</li> <li>・ キリスト教民主同盟が、候補者名簿の3分の1を女性とするクオータ制を導入</li> <li>・ 左派党が、候補者名簿の上位2名を女性とし、それ以降は男女交互となるクオータ制を導入</li> </ul>
フランス	上院(元老院)：間接選挙 下院：小選挙区制 H24年の国会議員に占める女性の割合：26.9%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1999年6月、憲法を改正し、パリテ条項が追加(憲法第3条「法律は、選挙によって選出される議員職と公職への男女の平等なアクセスを促進する」、第4条「政党及び政治団体は、法律の定める条件において、第3条最終項で表明された原則の実施に貢献する。」)</li> <li>・ 2000年に選挙の候補者を男女同数とすることを定める法律(パリテ法)が成立し、法律による候補者クオータ制を導入</li> <li>・ このパリテ法において、小選挙区制がとられている下院議員選挙では政党の候補者を男女同数とすること、候補者名簿の登載順を男女交互とすることとされている</li> </ul>

## 諸外国の女性議員増加のための取組②

国名	選挙制度	取組内容
英国	<p>上院議員：首相により推薦され、国王が任命</p> <p>下院議員：小選挙区制</p> <p>H24年の国会議員に占める女性の割合： 22.5%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働党が引退議席の半分と、労働党が有利な選挙区のうち半分について、候補者を女性のみとする女性単独候補者名簿制を導入</li> <li>自由民主党が、候補者名簿における女性割合を40%とするクオータ制を導入</li> </ul>
韓国	<p>小選挙区比例代表併用制</p> <p>H24年の国会議員に占める女性の割合： 15.7%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国区比例代表候補者名簿の50%以上を女性とするクオータ制を導入〔公職選挙法〕</li> <li>地域区（日本の小選挙区）については、政党が30%以上女性を推薦する努力義務が課されている〔公職選挙法〕</li> </ul>

※内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成25年版」等より作成

# 人口区分別の地方議会の運営の実態

	町村		市区							都道府県	
	201人～ 53,857人	5万人～ 10万人	10万人～ 20万人	20万人～ 30万人	30万人～ 40万人	40万人～ 50万人	50万人～	指定都市	588,667人～ 13,159,388人		
人口分布 (人)	12.7	19.0	22.7	27.4	32.6	37.6	41.7	47.1	61.5	58.2	
平均議員定数 (人)	898	1,846	3,127	5,156	7,685	9,133	10,740	13,020	21,139	39,561	
議員一人当たりの 住民数の平均 (回/年)	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	
定例会/臨時会 平均開催回数 (臨時会)	3.3	2.5	2.2	1.9	1.5	1.6	1.6	1.1	1.6	0.9	
平均会期日数 (日/年)	46.1	77.6	86.2	92.9	89.7	97.4	89.0	98.7	105.9	99.2	
平均議案件数 (件/年)	90.9	107.4	111.2	125.6	138.6	157.6	152.4	153.5	219.5	211.4	
[長提出]	[82.1]	[96.0]	[99.5]	[110.0]	[121.6]	[135.0]	[130.9]	[134.2]	[186.9]	[167.3]	
[議員、委員会提出]	[8.8]	[11.3]	[11.7]	[15.7]	[17.0]	[22.5]	[21.6]	[19.3]	[32.5]	[44.0]	
平均委員会 設置数 (委員会)	6.1	7.3	7.4	8.5	9.4	9.3	10.1	13.1	13.4	10.2	
議会事務局 平均職員数 (人)	2.5	4.6	5.9	8.6	13.2	15.8	18.1	20.3	45.1	40.3	

出典：[人口]「平成22年国勢調査」(H22.10.1現在)

[議員定数]総務省「地方自治月報第56号」(H24.4.1現在)

[その他]全国都道府県議会議員定数に関する調査(時点調査：H23.7.1現在、期間調査：H22.1.1～12.31)

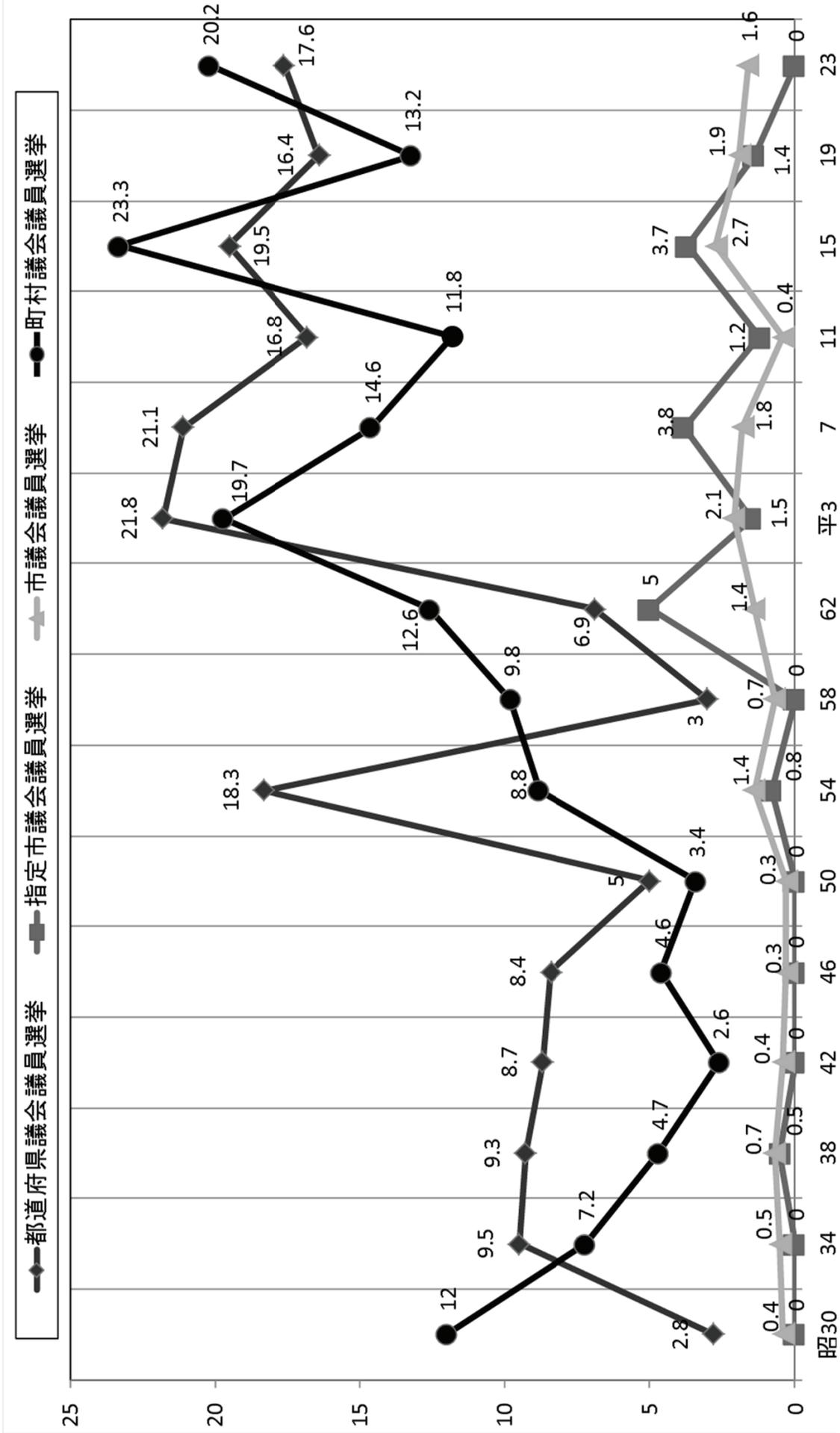
全国市議会議員定数に関する調査(平成24年度市議会の活動に関する実態調査)(H23.1.1～12.31)

全国市議会議員の属性に関する調査(H25.8.1現在)

全国市議会議員の活動に関する実態調査(H23.1.1～12.31)

全国町村議会議員定数に関する調査(平成24年度市議会議員の活動に関する実態調査)(H23.7.1～H24.6.30)

# 統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移



※総務省調べ

# 「中核市制度と特例市制度の統合」についての議論

○「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(抜粋)/第30次地方制度調査会  
(平成25年6月)

第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

2 中核市・特例市制度

(2) 具体的な方策

①両制度の統合

人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となるという形で、中核市・特例市の両制度を統合することにより、一層の事務の移譲を可能とすべきである。その際には、現在の特例市については、少なくとも引き続きこれまで処理してきた事務を処理し続けることとすることを前提とする必要がある。